

判例研究

母の死亡による相続につき、遺産の分割その他の処分後に共同相続人である子の存在が明らかになった場合と民法第七八四条但書、第九一〇条の類推適用の可否

家族法判例研究(六六)
※

佐藤義彦

最高裁判所昭和五四年三月二三日第二小法廷判決(昭和五一年(オ)第五五三号土地持分所有権確認等請求事件)民集三三卷二号二九四頁、家裁月報三一巻八号四〇頁、金融法務事情八九二号三七頁、金融商事判例五七一号三一頁、判例時報九二三号七〇頁、判例タイムズ三八四号八三頁―破棄差戻

【判決要旨】 母の死亡による相続について、共同相続人である子の存在が遺産の分割その他の処分後に明らかになったとしても、民法第七八四条但書、第九一〇条を類推適用することはできない。

【事実】 被相続人A女には、B女、X女(原告・被控訴人・上告人)、C女の三人の非嫡出子があったところ、BおよびXについてはD・E夫婦の三女および四女として、CについてはF・G夫婦の長女として出生届がなされ、そ

の後XはD夫婦を代諾者としてH夫婦と、CはF夫婦を代諾者としてAと養子縁組をしている（Cは、戸籍上、Aの養女と記載され、同女と親子関係にあることが表示されているが、BとXは、戸籍上、Aと他人であり、戸籍の記載からは、右両名とAとの親子関係をうかがい知ることができない）。

Aは、昭和四四年八月二八日に死亡したが、Cは、母を同じくする姉のBとXのいることを十分承知しながら、戸籍面では自己が唯一の相続人になっていることを利用して、BとXの了解を得ることなく、Aの遺産である不動産について、自己単独の相続登記を経たうえ、これを他に処分し始めた。そこでXは、検察官を被告として、昭和四五年に、Aとの母子関係存在確認の訴えを提起し、昭和四七年一月一九日にX勝訴の判決を得たが、これに対してCが検察官である被告に補助参加して控訴・上告がなされ、結局、昭和四九年九月二〇日に最高裁において右確認判決が確定した。

Y₁およびY₂（被告・控訴人・被上告人）は、それぞれ自宅の敷地である本件宅地(一)および(二)をAから賃借していたが、昭和四五年にCから売渡しの申込みを受け、Aの相続人が他にもいることをまったく知らず、Cが登記簿の記載どおり本件各土地を単独相続したものと信じて、同年一月一四日にこれを買収を受け、移転登記を了した。

Xは、昭和四六年四月一二日に、Bからその相続分（持分四分の一）を譲り受けて、本訴を提起し、Y₁・Y₂がCから譲渡をうけた本件各土地について、Xが二分の一の持分を有することの確認とその旨の更正登記手続を求めた。

第一審では、Xの請求が全面的に認められたが（大阪地判昭和四八年八月四日）、第二審裁判所は、次のように述べて、Xの請求を棄却した（大阪高判昭和五一年一月二三日高裁民集二九卷一号一頁、判例時報八三九号八三頁、判例タイムズ三三七号二二六頁、金融法務事情七八二号三〇頁、金融商事判例五〇〇号三一頁）。長くなるが、興味あ

る説示をしているので、引用しておきたい。

「右のように、XとBは戸籍上亡Aとの親子関係の表示がなかったのであるから、Yらが戸籍簿によってXとBの相続権を知ることが絶対には不可能であったものといえる。もとより戸籍上の記載がどうであれ、母子の法律関係は出生により当然に生じXとBが亡Aの分娩した子である以上出生届の有無に拘らず子として相続人となるのであるから、その相続権は尊重されなければならない。しかしながら、戸籍上他に相続人がいることを覚知する方法もなく、戸籍上の相続人から不動産登記簿の相続登記の記載を信じて遺産の譲渡を受けた第三者の保護もまた、無視されるべきではない。要は、そのいずれの利益を優先させるのが正義公平の理念に合致するかにある。

ところで、民法七八四条は認知の効力は出生の時にさかのぼるとしながら、その反面第三者がすでに取得した権利を害することはできないと規定している。そして死後認知等の場合被認知者の相続権が有名無実になることを防ぐため、同法九一〇条によって、相続開始後に認知によって相続人となった者は遺産の分割の請求をすることができることにし、他の共同相続人がすでに遺産分割その他の処分をしたときは、これらの者に対して価額償還請求をすることができ旨規定する。これらの規定は、相続開始当時存在していなかった相続人（被認知者）の後日の出現によっても、共同相続人以外の第三者の権利はあくまで保護されるべきことを前提とし、その権利を侵害しない限度で被認知者の相続権を保護する趣旨に出たものであることが明らかである。

いうまでもなく、親子関係存在確認の判決により確認される親子の関係は、すでに発生し客観的に存在していた親子関係を明確にするものにすぎず、届出又は裁判によって初めて親子関係が形成される認知とは異なるが、第三者の側から見れば、後日被認知者が出現することと、戸籍上覚知することの不可能な相続人が後日出現して相続権

を主張することとの間に、不測の損害を受ける度合においてなんらの差異はないものというべきである。また、戸籍上の相続人が遺産を処分するおそれがある場合、戸籍上に表示されていない他の共同相続人は民法上の保全処分等の手続によってこれを防止する方法が残されているのに反し、戸籍上の相続人から遺産の譲渡を受ける善意の第三者は、戸籍に表示されていない他の相続人の出現による自己の損害を防止する手段が全くない。これらのことを考えれば、戸籍上に表示されていない相続人の存在が後日明らかとなった場合も、認知の場合と同様に第三者の利益を保護すべき必要がある。(なお、大審院時代の判例のように母子関係の成立にも認知が必要であるとの見解に立てば、本件のような場合も民法七八四条但書自体の問題になっていたことが想起されるべきである)。したがって、右の場合には第三者の利益を優先させるとともに、戸籍上表示されていない相続人に対しては、戸籍上の相続人に価償還請求をさせることによってその救済を図ることが、公平の理念に合致するものというべきである。

以上要するに、戸籍上の相続人から遺産の譲渡を受けた善意の第三者は、被認知者以外でその当時戸籍上覚知することの不能であった他の相続人の存在が後日明らかになったとしても、民法七八四条但書九一〇条の法意の類推適用により保護されるべきであって、第三者に対し当該他の相続人はその持分についての権利取得の無効を主張することができないものと解すべきである。」

これに対して、Xは次のように述べて上告した。

「原判決は、明らかに認知と関係なき身分関係にある母子の相続につき、適用等の余地のない民法七八四条但書を、強いて、類推適用した違法がある。

最高裁判所昭和三七年四月二七日第二小法廷判決(昭和三五年(オ)第一一八九号親子関係存在確認請求事件、民集一

六卷七号一二四七頁）によると、「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知を俟たず分娩の事実により当然発生すると解する」と判示されており、かつ、右の原則に対する例外的場合についても、少くとも、右最高裁判決が他の嫡出子として虚偽の出生届がなされているような場合はこの例外的場合に該らないとするものであることが明らかに看取されている（右判決に対する法曹会・最高裁判所判例解説、昭和三七年度一三一事件御参照）のであって、本件の母子関係は認知を俟たず分娩事実により当然にその母子関係の生じていると断ぜられる身分関係にある。この既存の母子の身分関係について、相反する認知に関する規定の類推適用等の及ぶ限りではない。

そして、本件事案の如くに、遺産たる不動産につき、複数の共同相続人のうちの一部の者が、ほしのままに単独相続したように登記をした上、他に処分した場合は、その余の相続人は、右の一部の者が自己の相続分を超える部分については無権利者であるから、第三者と取引しても、その部分に関する限り無権利であって、たとえ登記があっても、その部分については効力がないのは民法上当然の理であり、従って、右の、その余の相続人に当る上告人は、最高裁判所昭和三八年二月二二日第二小法廷判決（昭和三五年（オ）第一一九七号登記抹消登記手続請求事件、民集一七卷一号二三五頁）において判示される如く、単独所有権移転の登記をなした共同相続人中の一部の者、及び、これから移転登記を受けた第三取得者に対して、自分の持分を登記なくして対抗し得ると解すべきは当然である。」

【判決理由】 「相続財産に属する不動産につき単独所有権移転の登記をした共同相続人の一人及び同人から単独所有権移転の登記をうけた第三取得者に対し、他の共同相続人は登記を経なくとも相続による持分の取得を対抗することができると解すべきである。けだし、共同相続人の一人がほしのままに単独所有権移転の登記をしても他の共同相続人の持分に関する限り無効の登記であり、登記に公信力のない結果第三取得者も他の共同相続人の持分に関する

る限りその権利を取得することはできないからである（最高裁判所昭和三五年(オ)第一一九七号同三八年二月二二日第二小法廷判決・民集一七卷一号二三五頁参照）。そして、母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知をまたず分娩の事実により当然に発生するものと解すべきであって（最高裁判所昭和三五年(オ)第一一八九号同三七年四月二七日第二小法廷判決・民集一六卷七号一二四七頁参照）、母子関係が存在する場合には認知によって形成される父子関係に関する民法七八四条但書を類推適用すべきではなく、また、同法九一〇条は、取引の安全と被認知者の保護との調整をはかる規定ではなく、共同相続人の既得権と被認知者の保護との調整をはかる規定であって、遺産分割その他の処分なされたときに当該相続人の他に共同相続人が存在しなかった場合における当該相続人の保護をはかるところに主眼があり、第三取得者は右相続人が保護される場合にその結果として保護されるのにすぎないのであるから、相続人の存在が遺産分割その他の処分後に明らかになった場合については同法条を類推適用することができないものと解するのが相当である。

本件についてこれをみると、原審が適法に確定したところによれば、Aには、B、X、Cの三子があったところ、B及びXについてはDとその妻Eの三女及び四女として、CについてはFとその妻Gの長女として出生届がされ、Cは昭和一五年四月八日に実母Aと養子縁組をしたので、昭和四四年八月二八日Aの死亡により、B及びXは非嫡出子として、Cは養子として本件各土地を含む遺産を共同相続（相続分はCが二分の一、BとXは各四分の一）したのであるが、Cは戸籍上では自己が唯一の相続人になっていたところから、X及びBの了解を得ることなく、昭和四五年六月三日本件各土地について自己単独の相続登記を経たうえ、同年一月四日登記簿の記載のとおりCの単独所有であるものと信じていたY₁及びY₂に本件各土地を売り渡したものであり、他方、XはAの死亡後検察官を被告として

Aとの間の母子関係存在確認の訴を提起し、X勝訴の判決が昭和四九年九月二〇日確定したというのである。右事実関係のもとにおいては、Yらは、民法七八四条但書、九一〇条の類推適用によって、保護されるべきものではなく、X及びBにおいてCの単独所有権の登記の作出について有責である場合に民法九四条二項の類推適用によって保護される余地があるにとどまるものと解すべきものである。しかるに、原審が、民法八七四条但書、九一〇条の類推適用を認め、Yらは保護されるべきものとしてXの請求を棄却したのは、民法七八四条但書、九一〇条の解釈を誤り、違法をおかしたものであるべきであり、その違法は結論に影響を及ぼすことが明らかである。」

裁判官全員一致で破棄差戻(吉田豊 大塚喜一郎 本林謙 栗本一夫)

【参照条文】 民法第七八四条・第九一〇条

【研究】 判例の従来からの立場からすれば、やむをえない結論ではある。しかし、このような考え方に、私は、疑問をもつ。

一(1) 本判決は、まず、「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知をまたず分娩の事実により当然に発生するものと解すべきであって、母子関係が存在する場合には認知によって形成される父子関係に関する民法七八四条但書を類推適用すべきではな(い)」と述べている。

たしかに、母とその非嫡出子との間の親子関係が、母の認知をまつことなく、分娩の事実によって当然に発生することについては、すでに最高裁判所の判例も存在し、⁽¹⁾学説も、現在では、この考え方がほぼ定説になっていることは周知のとおりである。私も、基本的には、この点について異論がない。

この考え方によれば、「分娩」が(法律上の)非嫡出母子関係という法律効果発生のための法律要件になっている。

しかし、厳密に言うならば、「分娩」という行為が非嫡出母子関係を作るのではなく、分娩という行為から明らかとなった両者間における自然血縁関係（非嫡出母子関係の存否が問題となっている二人の者（甲女と乙）の間で、一方（甲女）から他の一方（乙）が生まれてきているという関係）の存在が非嫡出母子関係を成立させているのである。

それはともかく、「分娩」が非嫡出母子関係発生のための法律要件であるということは、自然血縁関係以外の法律事実、非嫡出母子関係という法律効果発生のための要件とはなっていない、という意味でもある。そうだとすると、乙が出生した時に甲女が婚姻していたか否かなどは問題とならないから、およそ甲女から乙が出生したという事実、つまり自然血縁関係が存在する以上、甲女と乙の間には、非嫡出母子関係があるとしなければならぬことになる。しかし、この結論は、明らかにおかしい。乙が甲女から出生した時に甲女が婚姻しており、甲女の夫である丙男が乙の父であるときは、甲乙間には、非嫡出母子関係ではなく、嫡出母子関係があるとしなければならぬはずだからである。「認知をまたず分娩の事実により当然に発生する」のは、「母とその非嫡出子との間の親子関係」ではなく、「母とその子との間の親子関係」であるとしなければならない。甲女と乙との間に自然血縁関係があれば、甲女が母で乙がその子なのであり、乙が嫡出であるか非嫡出であるかは、右のようにして定まった母であるところの甲女と乙の父とが、乙の懐胎時（ないし出生時）に、婚姻しているか否かにより定まる第二次的問題にすぎない。つまり、自然血縁関係の存在が母子関係発生のための法律要件であり、母と父との婚姻の有無が嫡出・非嫡出を区別するのである。

(2) 問題は、父子関係についてである。(1)で見たように、母子関係の発生・成立の問題と嫡出・非嫡出の問題とを区別して考えるべきものとすれば、父子関係の発生・成立の問題と嫡出・非嫡出の問題もこれを区別して考えるのが

論理的である。ここでは、父子関係の発生・成立の問題について考察してみたい。

本判決は、「認知によって形成される父子関係」という用語法により、「認知をまたず分娩の事実により当然に発生する」母子関係と対比させている。いわゆる嫡出推定の規定によって父を定めることができない場合における（非嫡出）父子関係が認知によって形成されるとする点については、判例・多数説が承認するところである。母子関係が自然血縁関係の存在のみを要件としているのに対し、（非嫡出）父子関係が、自然血縁関係以外に認知を必要とする^{（一）}とされることの根拠は、「誰が子の父かということは、血液型検査などで、医学的に動かすべからざる証明をする、ということも今日では十分でなく、立証が困難である^{（二）}」^{（二）}という点にあることも、広く承認されている。もっとも、事実^{（一）}に反する認知は無効であることに異論はないから、認知が（非嫡出）父子関係発生のための必要かつ十分な要件ではなく、自然血縁関係が何らかの形でこれに加わっているとしなければならぬ。

事実^{（一）}に合致するか否かが認知の有効・無効を決するということは、逆に言えば、有効な認知は子と自然血縁関係にある父だけがこれを行うことができるということの意味している。自然血縁上の父にだけ認知権が与えられ、かつ、かかる認知権を有する者のした認知だけが有効になるのである。つまり、自然血縁関係の存在が認知権発生^{（一）}の要件であり、認知権（を有する）者のした認知が（非嫡出）父子関係成立の要件である、ということになる。

しかしながら、認知の構造が右のようなものだとするならば、認知制度の根拠についての前述した一般的理解と矛盾することになるように思われる。けだし、認知制度は、元来、自然血縁上の父が不明確であるということ^{（一）}を前提として存在するものであるところ、認知が有効であるためには、自然血縁上の父によってなされなければならない、というのであるから、一面において、認知以前に父は明らかでないとしつつ、他面において、認知以前に父が明らかで

あることを要求しているからである。

私は、父子関係も、母子関係と同じく、自然血縁関係の存在によって当然に発生し、認知は、この自然血縁関係の存在を推定するための方法にすぎないと理解する説が正当であると考えている。⁽³⁾

(3) (非嫡出) 父子関係も、自然血縁関係の存在をその法律要件とするところの法律効果であり、認知は、右法律要件事実の存在を推定する方法にすぎないと考えるときは、民法第七八四条本文は当然のことを述べたにすぎず、同条但書は無意味な規定ということになる。それゆえ、非嫡出母子関係に同条但書の規定の類推適用がないのも当然のこと、ということになる。

二(1) 本判決は、次に、民法第九一〇条の非嫡出母子関係への(類推)適用の問題について、「同法九一〇条は、取引の安全と被認知者の保護との調整をはかる規定ではなく、共同相続人の既得権と被認知者の保護との調整をはかる規定である(る)」と述べている。

たしかに、民法第九一〇条の文言を素直に読めば、同条は、遺産分割を済ませてしまった共同相続人の既得権と被認知者の保護との調整をはかった規定であるように見える。本条が立法されているのは、「非嫡出子を冷遇または軽視したためではな(い)」⁽⁴⁾と見たい。しかし、本条が存在しているがゆえに、死後認知をうけた者の利益がはなはだしく害せられるのは事実である。死後認知の訴えが提起されてから認知判決が下されるまでにはかなりの期間を必要とするので、右訴訟の係属を知った共同相続人は、認知判決の確定までの間に遺産分割を済ませてしまうことは十分に可能であり、このような例は少なくないと思われるからである。立法論としては、死後認知前に遺産分割を済ませてしまった共同相続人と取引をした第三者保護の問題として考慮すれば足りたと思う。

(2) それはともかく、本条の趣旨が、「共同相続人の既得権と被認知者の保護との調整」にあるのだとすれば、同条は、本件のXおよびBとCの間にも(類推)適用されてよいように思われる。けだし、死後認知をうけた者と被相続人との間の父子関係は、一(2)で前述したように、死後認知によって創設されたものではなく、死後認知をうけた者の出生時から存在していたところ、その事実が死後認知によって確認されたにすぎないからである。本件におけるX(およびB)とAとの間の母子関係も、X(およびB)の出生時から存在していたが、その事実がAの死亡後はじめて確認されたのであり、本判決の立言をかりれば、これらいずれの場合にしろ、「相続人の存在が遺産分割その他の処分後に明らかになった場合」に該当し、基本的な構造に基本的な違いはない、と考えるのである(なお、本判決は、死後認知のケースは、「遺産分割その他の処分のなされたときに当該相続人の他に共同相続人が存在しなかった場合」にあたるとし、「相続人の存在が遺産分割その他の処分後に明らかになった場合」と区別しているが、このような区別は意味がないと思う)。

もちろん、母子関係の存在は、AがXを分娩したという事実を確認することによって百パーセント確実に明らかにすることができるのに反し、父子関係の存在確認は、蓋然性の問題として処理せざるをえないから、この点において根本的な差異が存するようにも思える。しかし、現実の訴訟の場においては、母子関係存在確認であれ死後認知であれ、結局のところは、蓋然性の問題として処理せざるをえないのであるから、右の差異を本質的なものとして把えるべきではない。

要は、遺産分割時に明らかでなかった相続人を保護するか遺産分割を済ませてしまった相続人を保護するかの問題であり、立法者が後者を保護するという決断をした以上(この決断に対し、私は大きな疑問をもつものであるが)、

父子関係であるか母子関係であるかによって区別することは妥当でない、と考える⁽⁵⁾（このような考え方をするとき、遺産分割の際に胎児のあることが明らかでなかった場合、生前認知がなされたが戸籍にその旨の記載がなかった場合、離婚無効・離縁無効の訴えまたは父を定める訴えが係属中であった場合にも、民法第九一〇条の類推適用が考えられることになる）。

三 仮に、X・B・C間で遺産分割の協議をすべき場合であったにかかわらず、未だ遺産分割がなされていない間に、共同相続人の一人であるCが、遺産に属する不動産について、ほしのままに自己名義に相続登記をして、これを善意の第三者Yに譲渡したとすれば、XとYとは右不動産をめぐってどのような法律上の関係に立つだろうか。

本判決は、「共同相続人の一人がほしのままに単独所有権移転の登記をしても他の共同相続人の持分に関する限り無効の登記であり、登記に公信力のない結果第三取得者も他の共同相続人の持分に関する限りその権利を取得することはできないから」、「相続財産に属する不動産につき単独所有権移転の登記をした共同相続人の一人及び同人から単独所有権移転の登記をうけた第三取得者に対し、他の共同相続人は登記を経なくとも相続による持分の取得を対抗することができる」と述べている。確定した判例の立場を再確認したものと理解することができる⁽⁶⁾。

ただ、本件の場合、事案の特殊性をどう評価するかの問題は残されている。本件において、CY間で取引がなされた時点では、BおよびXの存在は、戸籍上からは明らかでなく、Yは、取引に際し、Cが完全な所有権を有しているか否かについて確認する方途がなかったのである。戸籍上、BやXの存在が明らかである場合において、CがBやXに無断で自己名義に相続登記をした、という事例ではない。Cの登記は、X（およびB）の持分に関するかぎり無効であるという点において異なるところはないけれども、Yを保護する必要性という面からは、同一に論ずることので

きない部分を含んでいる(原審裁判所は、民法第九一〇条の類推適用という形でYの保護をはかろうとしたが、右の点を考慮したものである)。

本件において、CのYに対する処分行為は、Xの持分に関するかぎりでは、無権利者の行為である。しかし、行為時においては、少なくともYからは、権利者の処分行為であったと見ることもできる。処分行為時には、Xが権利者(相続人)であることは明らかでなかったからである。そして、Yは、このことについて善意であった。処分行為後になってから、処分者Cは遡及的に権利を有していなかったことに確定した訳であるが、この構造は、失踪宣告後の取消し前の善意の第三者と失踪宣告後生還して失踪宣告の取消しを受けた者との関係に類似する。右第三者は、本来、無権利者でなければならぬところ、民法第三二条第一項但書は、善意の第三者を保護している。本件においても、民法第三二条第一項但書を類推適用して、X(生還して失踪宣告の取消しをうけた者に該当)とY(失踪宣告後、その取消し前の善意の第三者に該当)との関係ではYを保護することができないものだろうか。

なお、本判決は、近時発展を見た民法第九四条第二項類推適用論の本ケースへの適用の可能性を述べている。⁽⁸⁾ 同条の要件を満たすときは、もとより同条の適用があることは当然である。「適用」ではなくて「類推適用」という場合には、本来的な要件は満たしていなくとも、基本的な点において、構造的な類似性がなければならぬ。民法第九四条第二項の場合には、本件でいえばXとCとの間で「通謀」のあった(と見られる)ことが要件であることを忘れてはならないと思う。この「通謀」を、不実な外形を作出すること(または、作出されていること)についての真実の権利者の「承認」と読み替えるとしても、⁽⁹⁾ 本件のXのように、戸籍を放置していたというだけで、右の「承認」があったと見ることはできないのではないかと思う。

(1) 最判昭和三七年四月二七日民集一六卷七号一二四七頁、最判昭和四九年三月二九日家裁月報二六卷八号四七頁など。

(2) 我妻栄編著・判例コンメンタル親族法二二三頁。

(3) 於保不二雄著・親子一七頁以下、二九頁以下。

(4) 中川善之助・泉久雄著・相続法〔新版〕二八〇頁。

(5) 戸籍上母の非嫡出子として届け出られていない非嫡出子が、遺産分割後に相続権を主張する場合には、民法第九一〇条を類推適用すべきだとする説としては、我妻栄著・親族法二五〇頁、中川・泉前掲書一〇五頁。なお、鈴木祿弥著・相続法講義一三七頁参照。

(6) 大判大正八年一月三日民録二五輯一九四四頁、最判昭和三〇年五月三十一日民集九卷六号七九三頁、最判昭和三八年二月二二日民集一七卷一号二三五頁、最判昭和五〇年一月七日判例時報七九九号一八頁など多数。これに対する反対説としては、我妻栄著(有泉亨補訂)・新訂物権法一一二頁以下、舟橋諄一著・物権法一六五頁以下。

(7) 吉井直昭「〔本件原審の判批〕」金融法務事情七九八号一五頁は、「そもそも相続登記の手續の性質上(不登法四一条)、相続登記がなされているときは、原則として、さかのぼって戸籍まで調査するだけの必要性に乏しいからこれを調査することとは少なく、本件もそうであるように、むしろ、登記簿の記載が信賴の対象となる。したがって、第三者に対する関係では、戸籍上他に相続人が存在しながら単独相続登記がなされた場合と、たまたま戸籍に記載がなかった場合とで区別する根拠に乏しい。(中略)。あとから考えてみて、実は戸籍の記載すらなかったという場合だけを取り上げて保護するのは取引の実態にそわないのではないかと述べる。しかし、調査しようと思えばできうる状態にあった場合と調査してもXらの存在が戸籍上明らかでないため、Cの相続登記が真実に合致していないことを知りえない場合とでは、同一に論ずることができないと思う。

(8) この点については、吉井前掲一六頁が、すでに述べている。

(9) 最判昭和四五年七月二四日民集二四卷七号一一一六頁、最判昭和四五年九月二二日民集二四卷一〇号一四二四頁参照。

本件については、篠田省二・ジュリスト六九四号(昭五四)八一頁、同・法曹時報三三卷一号(昭五六)二五三頁以下、武藤節義・不動産法律セミナー一一卷一号(昭五五)二八頁以下、中川淳・民商法雑誌八一卷五号(昭五五)七〇八頁以下、西山

母子関係と民法第七八四条但書、第九一〇条の類推適用

同志社法学 三五卷三号 一四六（四二二）

井依子・家族法判例百選（第三版）（昭五五）一六八頁以下、人見康子・判例タイムズ四一一号（昭五五）一六八頁以下、伊藤高義・ジュリスト七一八号（昭五五）一〇〇頁以下、吉田克己・法政理論一三卷二号（昭五五）一〇五頁以下、中川良延・判例評論二六三号（昭五六）三〇頁以下、能見善久・法学協会雑誌九八卷五号（昭五六）七五一頁以下に、また、原審判決については、吉井直昭・金融法務事情七九八号（昭五一）一二頁以下に、解説または研究が公表されている。